

The Women's Studies Association of Japan

学会ニュース 日本女性学会
第45号 1991年3月

発行 日本女性学会
事務局 東京都文京区弥生2-4-16
学会事務センター気付
TEL 03-817-5801

1990年秋季大会終わる

暮れも押し寄せた昨1990年12月15日(土)と16日(日)の両日、日本女性学会の秋季大会が国立婦人教育会館で開催され、盛況のうちに終了しました。初日の大会テーマは「女性への暴力——その構造を問う」。モデレーター船橋邦子さんと司会者小松満貴子さんの進行により、3名のパネリストから報告がなされ、討論を行いました。初日の晩は、家庭内の父→娘への性暴力の解決を扱った米国の映画、「アメリア」(ビデオ)をみんなで視聴したのち、田中和子さん、加藤春恵子さんの司会でミーティングが行われ、自己紹介を中心としたなごやかな話し合いが夜遅くまで続けられました。

大会2日目は6名の会員による個人研究発表が3セッションに分かれて行われ、午後からは深澤純子さんの司会によってワークショップ「フェミニズムとリーダーシップ」が持たれました。

会員のくちコミで参加された方のほか、各新聞が催事欄に掲載してくれたおかげで非会員の参加者も多く、また初日晩のミーティングでいままで存じあげなかった方との出会いも生まれ、年末の多忙期とはいえ泊まりがけで行った大会の趣旨は達せられたと思います。一方で、ワークショップの準備不足といった反省点も残りました。「フェミニズムとリーダーシップ」というテーマは、日本女性学会のありようともかかわって、今春の6月大会にも重要な検討事項となります。なお、6月大会は、本紙別掲のように6月15日(土)、16日(日)の2日間、東京女子大学文理学部(杉並)で開催されます。ご参集下さい。

シンポジウム 女性への暴力——その構造を問う

20数年前にはアメリカ、ヨーロッパでも社会問題として意識されず、10数年前まで法廷でも女性への差別とはみなされなかったセクシャルハラスメント、児童虐待、夫の妻への暴力は、社会的、経済的に弱者にたいする一方的な力の行使として、認識されるようになり、地球規模で女性たちの力で人権を守る運動がすすめられている。

アメリカではシェルターが全米に600カ所あり、82年から86年にかけて夫婦間暴力の逮捕数が、46%も増加した。長年人々を支配してきた家庭の調和のために、女や子供が耐えることをやめ、周囲の人も通告する義務があるとするなど被害者の人権を守るという考え方に変わってきた。潜伏する問題を明らかにし、虐待、暴力がさらにエスカレートするのを防ぐために加害者の立ちのきを強要するなど具体的対策がなされている。

大会では内藤さん、江原さん、円さんから日本の実態にそくした報告がなされた。欧米と比べるとこれらの問題は未だに社会問題化されていないことが明らかになった。江原さんはアンケート調査の結果からみてセクシャルハラスメントを不快におもわない女性の意味づけを大切にしたいと発言。円さんからは「見えない家庭」という空間で、夫の暴力を暴力とも気づかない、あるいは気づいていても人にはいえない、また逃げることもできない妻の現状がたられた。

この大会の目的は女性への暴力を構造的に捉え、分析することであったが、今後より広範囲にこれらの事実を明らかにしていく方法、人権を保護する方法、社会的通念にしばられ自分を否定的に評価する女性のカウンセリングなど優先すべき問題が山積みしているというのが私の感想である。

(文責 船橋邦子)

1990年後半期大会報告

司会・小松満貴子

この会は、日本の女性学を形成し、その水準を決めていくものではないかいつも他の伝統的学会には感じられない熱気にこう感じさせるものがある。私はシンポジウムの討論の司会を担当したので、主としてこのセッションについて与えられた字数内で感想を述べておく。

まず、船橋さんが問題提起の中で、「女性に対する暴力」は「力を持たない人に対する力をもつ人の一方的な権力の行使」と定義することにより構造的に見えてくると発言されたのがよい討論への導入となった。そして、内藤さんの「子供への虐待」、江原さんの「セクシュアル・ハラスメント」、円さんの「家庭内暴力」という個別の具体的報告は、いずれも一般の既成概念をきりくずすものであった。それを経て討論で定義を検討することになったのは、今回の成果ともいえよう。

司会者として言葉が尽くせず、誤解を招いたのではないかと思う点を補足したい。セクシュアル・ハラスメントは、アメリカではEEOCのガイドラインがあり、主に職場の問題に限られているが、日本では範囲がはっきりしていない。対価関係にあるものも、単にいやな感じをうけた性的冗談も同列に扱われる。強制わいせつ、公然わいせつなど、刑法や軽犯罪法など規定のあるものはそれによるべきであろう。痴漢もこれに入るものが多いはずと思われる。処罰の対象にするなら、犯罪の構成要件を明確にすべきではないだろうか。

日本で「セクハラ」という英語を使うのはアメリカの職場の問題にかぎるべきであり、今使われている概念は日本語で「性的いやがらせ」と言ったほうがよいと発言したのはこのような意図である。この議論が十分できなかったのは残念だった。

ところで、いつものことながら個別研究のセッションでは一つの分科会にしかでられないのは誠に残念である。録音テープの貸出しとともに、詳しい報告内容の学会誌掲載が期待される。

こどもへの性的虐待

内藤 和美

児童相談所を窓口とする対応現場で「性的虐待」と言う場合、その加害者は「親または親にかわる養育者」に限られ、被害者は「そのこども」に限られる。確かに、親による性的加害は、第三者による加害とは異なる固有の問題をもっていると思われ、それを扱っていく必要があるだろう。が、この限定のもとで物事が動いている限り、親以外の者による加害が「性的虐待」から抜け落ちてしまう。これがまず、「性的虐待」の問題を扱っていく際のジレンマであり、問題である。

現行の、限定的な意味での「性的虐待」の問題は、1. 被害児をめぐる問題（①被害児にとってその体験がもつ

意味、②事態の潜伏性）、2. 加害者をめぐる問題、3. 社会的対応の問題（児童福祉法の不備など）、と腑分けできるが、その根本に、これが職務関係の中での、或いは夫から妻への暴力と同様、「逃れ難く定義された状況のもとで、力をもつ者からもたない者（状況定義力をもたない者）へと行使される強制力」だ、という問題がある。女性学視点でこどもへの「性的虐待」の問題に取り組んでいくとは、まず、この点を見据えていくことだと思う。

現在、調査に取り組んでいるが、「こどもの人権侵害には、①こどもに固有の権利としての“成長・発達の権利”の侵害は、成人後では補償され得ない、②人権の主体でありながら、それを主張する力を十分備えていない、③親の人権侵害との密接不可分性（親の人権が保障されないところでこどもの人権は保証され得ない）、という固有の問題性がある」という基本認識のうえに、1. ①の被害児にとってその体験がもつ意味、を丁寧にかたかにし、2. 「性的虐待」を深く潜伏させる社会的・文化的要因（家族が必ずしも被害児の味方にならない等）を明らかにし、そして、自助グループ活動を1つの核に、被害児と加害者の「自己回復」の支援を具体化していきたいと考えている。

女性のセクシュアル・ハラスメント経験とその認知の現状

江原由美子

私たちセクシュアル・ハラスメント調査研究会では、女性たちがどのくらいの頻度でどのようなセクシュアル・ハラスメントを受けているのか、またそれをどのように認知しているのかを明らかにする目的で、1990年1月から2月にかけて、質問紙による調査を郵送法によって行った。調査対象者はなるべく無作為に抽出することをこころがけたが、高校や短大、大学の同窓会名簿から女性の卒業生を選び出す方法をとったため、回答者は高学歴女性に偏る結果となった（年齢は22歳から45歳）。

この調査の結果、我々がセクシュアル・ハラスメントとして定義しようと想定した加害行為を受けた経験を持つ女性は、全体の約8割にのぼった。が、それらの行為に関する不快の認知にはかなりのバラツキがあることがわかった。またそれらの経験の中でもっとも不快であった経験を聞いたところ、全体の約7割の女性がそれを特定でき、今も忘れられない経験として心に残っていることが分った。そして、加害者は約半数が上司であった。

これらの不快な経験に対して、何も出来なかったと回答した女性はそのうちの約4割。約半数はセクシュアル・ハラスメントは心身に影響を与えたと回答し、職業上不利益を受けたと回答した女性も約1割いた。誰かに相談したかという質問に対しては、誰にも相談しなかったという回答がもっとも多く被害を受けた女性の約半数であり、相談した人はほとんど身近な人（家族・友人など）に相談していた。労働組合や公的機関に相談した人は一人もいなかった。セクシュアル・ハラスメントを受けた

場合、何が一番欲しいかという質問に対しては、相談相手という回答が多く、被害を受けても被害者が孤立しやすすいこの問題の特質をよく示している。

離婚相談にみる夫婦間暴力の実態

円 より子

1979年3月から月一度のペースで開いているニコニコ離婚講座の参加者は1万人を越えた。参加者中、夫の暴力に耐えられないから別れたいという人は2割。個別の面接相談も2千件以上受けているが、夫の暴力を訴える割合は離婚講座とほぼ同じである。

暴力には、①暴言・精神的暴力、②性的暴力（逃げる妻の髪をつかんでひきずりまわし、幼児の泣く前で衣服を破ってセックスをするケースまである）、③なぐる蹴るの乱暴で、肉体的危害を加える（鼻の骨を折る、耳の鼓膜破裂、眼底出血等はザラにある）、④物に当る暴力（壁をぶち抜く、ガラスを割る、テーブル・椅子を投げる等）、があるが、これらが夫婦間のみにとどまらず、子どもにまで及ぶケースも多い。

父親から性的虐待を受けていたり、肉体的暴力で背ずいを損傷するケースもあれば、精神的虐待におびえ、精神病院に入院中の子どももいる。こうした夫の暴力は飲酒によるものはそのうちの2割にも満たず、ほとんどはシラフである。要因として多いのは、①夫自身が子ども時代、父親その他から暴力・虐待を受けていること、②企業内でのストレスが多かったり、思うような人生を送れていないこと、③幼児性・依存性が強い性格であること、④バーバルコミュニケーションが苦手、⑤妻に愛されていないと感じている、等が挙げられる。

問題としては、①家庭内の暴力は隠蔽性が高く、被害者がめったに訴えないこと、②男の暴力を浮気と同じく容認しがちな妻が多いこと、③暴力を受けていても逃げだす家も経済力も無いこと、④子どもも妻も精神的苦痛が身体的病気となって現われたり、非人間的状況におかれていること等がある。

最近、男たちの労働環境の悪化が家庭内暴力につながるケースが増大していることから、人間らしい生活とは何かを再考する時代が来ているようである。

個人研究発表報告要旨

水子信仰と男性の思想

溝口明代

水子信仰は優生保護法改悪を巡る政治状況下で、70年代に始まった流行信仰である。一時のブームは去り今や儀礼として定着した。「政治」を私的側面から支えている「水子儀礼」を見れば、そこに女性が内面より再編成、支配された実情と男性社会の構造、その方法を読みとることができる。

1. 原因は科学状況の変化によって胎内に廻りつつある生命決定基準や、体制化されつつある中絶行為の意味づけを男性社会の文化的コンテクストの中に位置づける必要が生まれた。

2. ブラックボックスに対して、自己保身の上で女性側にも意味づけを求める理由、利用する必要があった。

3. だが、水子信仰に対する男達の態度、思想の変化を見れば社会の状況と構造が何かを証明出来る。

A. 中絶が「生長の家」の世直し宗教運動＝「人類光明化運動」のターゲットになる。宗教運動の政治化により、法制改正、政治ヘゲモニー＝「政治生命連盟」の道具となる。胎児生命尊重論、中絶殺人論を提起。

B. 総理、地方・中央政治家と政僧によって水子寺が建立される。水子儀礼の掘りおこしと新解釈で、ウーマンリブの廃絶と、伝統的価値の再編と地域開発を目論む。

C. 解説者の出現で死者儀礼、祖霊供養とパフォーマンスがマスコミ、ガイドブックにより広められ、水子信仰の大衆化と商業化が進む。恐怖と慰霊産業の原因になる。

D. 霊のテクノクラート化、霊媒師に因る普遍化と管理。

E. 民俗的民衆宗教化により基層化、内面化が計られる。

F. 既成仏教の中に取り入れるための解釈と方法が成立。

G. 社会学の分析研究の対象として客体化される。

H. 罪責感と宗教についての事例として倫理形成課題のサンプルになる。助成金、学問、学者たちの対象となる。

以上のような過程を通して儀礼化と、定着が進んだ。しかし、女性の身体性、主観的な倫理形成はネグレクトされたままであり、女の側の問題解決とはなっていない。逆に、発端である男性の性行為の解釈、倫理、位置づけを問うものはなく、水子の自己目的への利用と、他者規定の強制、自己の絶対視化がある。つまり、男性中心の政治権力、文化システム、社会構造であることを証明していると同時に、女が個体の意思で、現体制の矛盾から逃れようとしても、男性社会の文化装置下で回収され再編・再支配されることを意味している。女は自己のコンテクストを持たないからである。今、女による命名が必要である。

女性と言語—社会言語学の立場から

阿部ひで子

発表は、(1) 社会言語学が生まれた歴史的、理論的背景、(2) 「言語におけるセクシズム」の観点からの日本の文部省認定の中学校の英語の教科書の分析、評価の2点である。

社会言語学は、今までの理論言語学が言語における「能力」(Saussureの言う「langue」、Chomskyの言う「competence」)にその研究目標をおいていたのに対し、現実には人が「どう話すか」(Saussure「parole」、Chomsky「performance」)と言う点に研究目標を置くことによって、言語が社会構造や認識構造に及ぼす影響を研究してきた。

「言語におけるセクシズム」の研究は社会言語学のな

かに位置づけられて、今までの研究分野にはだいたい4つある。(1)女は男と違いどう話すか。(2)女はどう描かれているか。(3)女が男と異なる話し方をするのはなぜか。(4)なぜ女は男より丁寧でよりスタンダードな言葉を話すのか。これらの研究の分析方法としては今まで2つあげることができる。1つは男女は自分達に課せられた役割をもとに別々のサブカルチャーに属するためその言語も自ずと変わってくる。2つ目は女を抑圧されたグループと見なし、男女の言葉の相違を男の支配・女の従属の反映だとみる。カメロンなどは分析方法をこの2つに限定することには問題があると主張している。というのも前者の分析に従えば解決方法としては「女性語」をエンパワーすることで解決できるかも知れないが、後者は、それでは女は男のように話せばよいのかとすることになる。これでは解決にはならない。

実際の教科書の分析は、(1)女性削除：女が男に比べて登場する量が少ないこと、(2)ステレオタイプ：男女が伝統的な文化的・社会的役割の中でしか現われていないこと、(3)「he/man」の問題：一般的な「人間」を表す意味での問題点、を中心に行ない、毎日使われている英語の教科書がいかに「男」によって作られた差別的なものであるかを指摘した。

“ 婦人 ” “ 女性 ” “ 女 ” ——女の呼称考

漆田和代

日本語の女の一般呼称は多様である。以前、日常会話から法令にまでわたる微妙な(時に珍妙な)使い分けの諸相、その歴史的変遷、使い分け意識の背後に働く意味などに関心を抱き、小論を草した(同人誌『地軸』第3号、1980年)。今報告ではその後の多少の変化(自治体レベルの公的機関の名称にみえる「婦人」から「女性」への選好など)、しかし相変わらずの混用・混乱(最近の書籍や新聞紙面の同一文章中のそれ)、を枕とし、先の小論の骨子、現時点でのコメントを述べた。

女の一般呼称の変化・多様化は近現代において顕著であり、女の問題の分裂に対応した現象である。和語の「女」は長らく圧倒的優位を保っていたが、性的存在としての女に留まった。明治以降、時に社会的存在としての女を含意する必要が増すと共に、律令時代からあった「婦人」という語が、また「女子」「女性」(仏教用語「によしょう」とは別起源。文法用語として明治初期に登場)「……」等の語が、それぞれ使い分け、混用をみた。女の問題の拡大が、「女」の含意の拡大とならず、別の語を充てて果たされたのである。特に、非性的ニュアンスを負わされた「婦人」に着目すると、この語が担った積極的意義、使い分けが女に課した分裂症的自己認識の様相がよく分かる。セクシュアリティをもったトータルな女たらんとした70年代リブが、「婦人」を嫌い「女」を称した動きは、必然のなり行きであった。ただし、それによって「女」の性的ニュアンスを肯定的に変えることはできても、漢字熟語の生成機能に優れる「女性」と

の併用は当分続くだろう(「婦人」は廃れるとしても)——等々。

正直に言えば、小論執筆当時、欧米のフェミニストの語彙レベルの改変運動は愚行としか思えなかった。だから、差別用語の摘発という表層的な設問よりも、女の存在一般を指す語彙の欠如という、もっと本質的な課題に取り組みたいと考えていた。その姿勢は今も了とするが、言葉いじりをしてきた欧米のフェミニストに脱帽もする。社会言語学へのフェミニズムのインパクトは、D・スペンダーらも言う通り、運動が切拓いたものだと言信するからである。また近年、外国人の日本語習得熱が高まり、日本語は否応なく国際化のインパクトにさらされている。今日の微妙なニュアンス、使い分け意識そのものが、大きな変容を迫られる時代が訪れている。

雑誌メディアにおける性——東京都生活文化局 『性の商品化に関する研究』から

西山千恵子

東京都生活文化局では1988年から2年間、「性の商品化に関する研究」を実施し、その中で1989年6月に書店で市販された雑誌332冊に掲載のマンガおよびカラー写真の内容分析と、雑誌編集者に対するインタビュー調査(34件)を行なった。

雑誌分析の中心となったマンガ分析では、これを受け手の層によって「形式」として大別(「成人女性向け」マンガ176本、「成人男性向け」809本、「少女向け」82本、「少年向け」137本、「その他」17本、計1221本)しながらも、個々の項目の分析結果は、全数集計したものをを用いている。そのため全体の約3分の2を占める「成人男性向け」マンガの特殊性がマンガ全体を覆っているかのような印象を与え、反対にこの種のマンガの特徴が薄められることにもなっている。

そこで、私は調査グループに参加し、特に「成人男性向け」マンガの分析にあたった立場から、「成人男性向け」の分析結果を中心に報告し、その特徴を明らかにすると共に、他の三つの形式との比較も試みた。例えば形式別で大きく異なったものの一つにマンガ作品のテーマがあり、「成人男性」に多く現れるのが「性描写」(56%)であるのに対し、「少年」では「争い・葛藤」(69%)、「成人女性」及び「少女」では「恋愛・夫婦愛」(85%、70%)と性別、年齢別により顕著な違いを見せている。また新聞等で話題になったマンガの「半数に性描写」との記述は形式別に見ると、「成人男・女」が60.2、52.8%、「少年・少女」6.6、20.7%と、読者対象年齢別による違いが顕著であった。

なお、調査の全容や詳細等は、上記副題の報告書(都内公立図書館に蔵書)をご覧いただきたい。

古典政治学確立期の女性観とその現代への影響 —— プラトンとアリストテレスとの最善の国制 における女性の政治的地位と男女の本性——

桑原糸子

人間の理性は平等思想を認識しているにもかかわらず現代においてもなおフェミニズムの実現を阻むイデオロギーが根強く世界を支配している。

かくして本研究報告はフェミニズムの享有を阻む政治哲学上の原点を追求することを本旨とした。

ソクラテスが政治哲学の源流となる思想を提起して以降、プラトンそしてアリストテレスによる政治哲学の意義は、西欧政治思想に決定的な影響を及ぼし今日に至っている。アリストテレスはプラトンが探求した最善の国制を批判しながらかれ独自のそれを考究したが、両者には共通して民主制への疑義があり、階級構造と魂の構造とを合致させた優秀者制が是認され、その秩序の中において、男性の優越と女性の従属を合理化した支配・被支配のイデオロギーがある。

プラトンの場合、観念的な優秀者制の目的観により、「女のドラマ」を演出し支配階級である守護者にエリート女性を選抜する。両性の魂の構造に差異なく、その機能は異ならないとみる思想から、女性の本性が男性の本性と仕事のすべてに関して共同することが可能であるという結論を導いているが、女性の主体を無視し、更に二流に女性を限定している。女性の地位は国を一つにする目的のための手段に他ならず、支配の構造は所詮男性中心である。他方、アリストテレスの考えでは、女性の魂の有理的部分は男性に劣る。また両性間の秩序の形而上学的基礎は転化の外的始動因である。ここに両性間の政治的秩序、親愛の秩序、さらに国制の似姿としての家的共同体の秩序が決定される。女性は本性として支配され

る地位にあり、国民概念から疎外される。魂の各部分の最善状態がその卓越性であり、それが固有の機能を導くゆえに両性の卓越性から自然に帰結する秩序観である。

グッバイ、マルクス——新しい経済学のスタート (男性経済学のスタート)

田中由布子

マルクスは多くの著書を残しているが、そのうち、「資本論」「剰余価値学説史」「資本主義的生産に先行する諸形態」などに現われる女性を整理してみると、次のようになる。家内奴隷……「妻」。生産労働者……「女子の陶工」「十三才未満および十八才未満の少女」「メリ・アンヌ・ヴォークリーという裁縫女工」「婦人服裁縫女工」「衣服仕立女工」「普通の裁縫女工」「洗濯女」「召使」「女歌手」「料理女」「女中」。性労働者……「娼婦」「妾」という具合である。

マルクスには、女性の存在形態はわかっていた。しかし、女性の視点ではもちろんのこと、男性労働者階級の視点によっても、女性の世界はほとんど整理されていない。＜経済学＞批判といわれるマルクスの経済学は、古典派の経済学を批判的的にし、労働者階級の立場で商品の価値論を披露することはあっても、その中に女子賃金労働者の労働が入っていないということには、気にもとめない。

今日のマルクス経済学は、男性にとっても低落化傾向を示しているが、女性に必要なのは、複眼思考である。女性の世界のみならず、男性世界をも捉える複眼思考が必要となる。研究目的は家庭経済・国民経済・性経済の運動法則の究明、研究対象は家庭経済・国民経済・性経済、研究方法は経済学的方法、研究主体は家内奴隷・生産労働者・性労働者。以上が新しい経済学であるが、それが稼動していくのはこれからである。

ワークショップ フェミニズムとリーダーシップ

フェミニスト社会の実現が先か、思想に純粋に生きることが先か？思想と実践との間には、いつでも困惑と葛藤がある。大会2日目の午後のワークショップでは「フェミニズムとリーダーシップ」のテーマに40余名の参加者が集まった。運動や個人の生き方を統合した思想を生きようと望むとき、既存の社会体制とのすり合わせの、まさにその局面でどのような選択をするかが試練となる。

「リーダーシップ」についての、①「リーダー」に体现された個人に帰属した統制力、ときには強制力や権力として機能させること、もうひとつは、②特定の個人に帰属しない「機能としての主導性」を実現する装置を合意の上で操作していくこと、というとりあえず2つの考え方から議論を始めた。

足元の例として日本女性学会での代表幹事というポストは、どのような性格であるのかという認識は共有できているのかという疑問も出された。「代表者の署名とハンコ」だけが役割なのか。あるいは、ある種の指導性を期待して、フェミニズムの理想を社会的に実現する早道としていくためには、強力なリーダーシップを待望する向きもある。また新しい組織的活動の体現として、代表を持たない組織として社会にコミットしていけるかどうかの挑戦をしたいとの意見もでた。

しかし千百の議論とともに重要なのは、日々の具体的活動であり生き方であろう。国立婦人教育会館勤務の学会員上村千賀子さんの発言にあった、自治体の社会教育で女性学の講座が続々と誕生し、日本のフェミニズム、そして個々のフェミニストに、状況を前進させるチャンス、期待が持たれているという意見に責任を痛感したものである。

今回のワークショップでは、準備不足と議論の未整理さを痛感し、反省しているが、今後もこの課題については、議論と実践との両面で今しばらくかかわらなければならないと思う。

(文責 深沢純子)

船橋邦子

ワークショップでのリーダーシップ論と代表幹事をめぐる論争について、私なりに云いたかったことを整理してみたい。

「代表幹事をなくしてもいいのではないか」という私の提案は「代表幹事をおくのをやめる」のではなく、「代表幹事をおかないことを選ぶ」という組織のオールタナティブなあり方を積極的に選択するという意味で考えていただきたい。

その理由を私は以下のように考えている。

- 1) 日本女性学会は創立以来、上下関係のない組織づくりを目ざし、事実幹事会が運営主体としてリーダーシップを発揮してきた。そのなかで代表幹事の存在は組織であるからには必要と云う前提のもとでおかれてきたように私には思われるが、その前提それ自体を今ここで再検討してみたい。
- 2) 6月以来、新幹事会は規約にのっとり、前回までおかれていなかった常任幹事6名選出し（ニュースレター43号）、幹事会は運営の円滑化、活性化をはかってきた。また雑務的な仕事の大半を学会センターに委ね、それ以外の仕事も今まで以上に役割を固定化せず、お互いの協力のもとですすめている。その結果、代表幹事を置くことの意味が曖昧になっている。
- 3) また新しい組織の繋がりをもとめて代表を置かない会づくりをめざす世界的な動きのある現在、オールタナティブな組織、代表をおかない運営のあり方に挑戦してみるのもリーダーシップ論にとって有効ではないかと思う。

私のこの提案は「フェミニズムとリーダーシップ」として、現在幹事会でも討議を重ねている。

学会の活性化のための積極的、前向きな会員の皆さまからの御意見を、船橋あてに寄せていただければ幸いである。

※ 船橋さんの提案に、多くのご意見をお寄せ下さい。

〒270 松戸市常盤平西窪町22-17
Tel. Fax: 0473-87-7800

緊急報告 日本女性学会有志、海部内閣に
「要請書」送付

日本女性学会有志5名（桑原糸子、小林富久子、内藤和美、船橋邦子、渡辺和子）は、国連安保理の湾岸危機への武力行使容認決議による1月17日未明の湾岸戦争開始に反対し、反戦・恒久平和の思想的立場から即時停戦・平和的手段による解決を国連安保理と全世界の国々に提唱するよう海部俊樹内閣総理大臣宛に以下のような要請書を内容証明郵便で送付した。

要 請 書

私たちは、日本国政府が全力をあげてわが国の外交政策として、即刻、湾岸戦争を中止し、湾岸危機・中東問題の平和的手段による解決に向かうよう全世界に呼びかけることを要請する。

わが国の平和外交は、日本国憲法に由来するものであり、わが国が国際紛争を解決する手段として戦争を放棄した意義を今こそ世界に示して、国際社会に平和な秩序を回復するために貢献すべきである。

わが国が国際社会において果たす役割は、国際連合安全保障理事会決議にもとづく武力行使のために多国籍軍への資金協力をはじめ医療行為や避難民救済策などに終始することではなく、惨害をもたらす戦争を即刻停止するよう国際連合安全保障理事会に要請すると共に直ちに和平交渉の準備に入ることを要求することである。

私たちは、現在、日本国が湾岸戦争において果たす最大の貢献は、国際連合安全保障理事会が国際連合憲章第42条の行為を停止し、同憲章の第1条と第2条の主意に沿って平和的手段を選択するように働きかけることにあると考える。

ここに、私たちは日本国憲法の精神にのっとり、日本国政府が直ちに、国際連合安全保障理事会に湾岸戦争を中止し和平交渉の会議を開催することが唯一、人類の叡知であることを提唱し、その実現のために全力をあげて努力することを要請し、且つ、これを全世界の国々に訴えることを要望する。

以上
(文責 桑原糸子)

日米女性会議（本年5月）について

きたる1991年5月5日から11日まで、米・アリゾナのフェニックス、クレセント・ホテルで日米女性会議が開催されます。既に参加申し込みが相ついでいますが、①教育制度、②政治と平和、③女性と労働、④健康とすこやかさ、の4セッションに、日本側から2人づつ出るようになっていきます。参加希望者を募りますので、船橋邦子さんあて、ご連絡下さい。また、一般参加の申し込み書も、船橋さんにご請求ください。

PROGRAM

- EDUCATIONAL SYSTEMS:
Pre-school Thru High School in Japan
and Lifelong Learning in the U.S.
- o content and curriculum
 - o teaching and learning styles
 - o early education and training
 - o re-entry education program

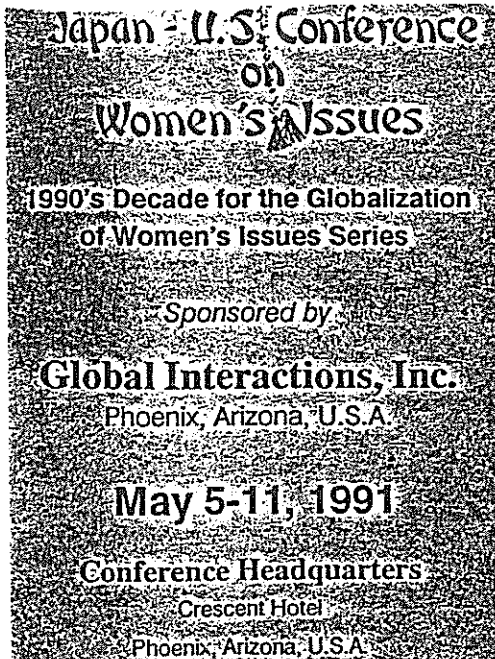
- WOMEN AND WORK
- o career development
 - o balancing home and work
 - o management and leadership
 - o discrimination and rights

POLITICS AND PEACE

- o environmental issues
- o women in government
- o depiction of women in media
- o cross cultural understanding

HEALTH AND WELL-BEING

- o education
- o mental health
- o recreation and sports
- o aging



アジア女性会議（1992年）について

欧米志向の女性学を反省し、新たな視点を作るため、1992年4月3日から5日まで、日本において、アジア女性会議が開催されます。前回（第1回）は1985年、フィリピンのダバオで開催されました。参加団体には、AWRAN ジャパンのほか、日本女性学会も含む女性学4団体も加わる予定で、趣意書もまとまり、3月12日に実行委員会が設立される予定です。日本女性学会の参加協力については、春季大会総会で承認を得ますが、趣意書が会員各位に既に送付されていることと思います。日本での会議の成功のため、よろしくご賛同、ご協力をお願いいたします。

アジア女性会議

- 期日：1992年4月3日～4月5日
- 場所：国立婦人教育会館（4月3日、4日）
横浜女性フォーラム（4月5日）
- 主催：「アジア女性会議実行委員会」
- 協力団体予定：AWRAN Japan、日本女性学研究会、日本女性学会、国際女性学会、女性学研究会
- 後援団体予定：国立婦人教育会館、横浜女性フォーラム、堺市女性団体連絡協議会、大阪府、北九州市アジア女性交流研究フォーラム
- 事務連絡先：船橋邦子（☎ 0473-87-7800）

国際学際女性学会議（1996年）について

標題の国際会議を、1996年に京都で開催しようという案があります。会場費や渡航費に多額の予算がかかるため、日本女性学会が中心の開催団体となり、日本学術会議から助成金を得る案もありますが、学術会議のハードルも高く、確実に援助をもらえるとは限りません（学術会議の受付は開催の3年前から。1部会につき年1件採択、という目安）。

幹事会では、1993年に行われるコスタリカでの同会議、および1992年4月のアジア女性会議の成功、その時の様子をふまえて対処してはどうかという話になっています。一応、会員の皆さんにお知らせしておきますので、おふくみおき下さい。何かありましたら、渡辺和子さんにお尋ねください。

再び常任幹事体制について

既に「ニュース」43号でお知らせの通り、今期幹事会より、学会規約第11条に基き、会の運営を円滑に行うため、「常任幹事」を設けています。初の試みですが、事務を一切学会事務センターに委管したと並んで、連絡や事務の合理化をはかるためのシステムです。

ここにもう一度今期の常任幹事をお知らせしますので、学会関連のこと、ご遠慮なくご相談・ご利用ください。

常任幹事氏名：秋山洋子、加藤春恵子、内藤和美、平川和子、船橋邦子、渡辺和子（以上6名）

会員新著作紹介

- 内藤和美 「『母性』概念の発展的解消から再構築へ」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』6号、1991.
 - 小山美沙子 「19世紀フランス小説に登場する言語表現としての『若き娘』たち」『名古屋外国語大学 紀要』3号、1990.
 - 女性学研究会『ジェンダーと性差別』（『女性学研究』1号）勁草書房、1990.
 - 諸橋泰樹「コミック本規制の構造——東京都データの使われ方＝報道の陥穽」『出版ニュース』2月中旬号、1991.
- 米会員相互の研究・情報交換のため、著書、雑誌論文、紀要論文などの著作についてどしどしお知らせください。ご連絡は、ニュースレター担当幹事または学会事務センターまで。

学会入会案内ができました！

「日本女性学会に入りたいんだけど」という声をよく

聞きます。「でも、どうやって入会したらいいの？」と問われて、さて、申し込み書や会費の納入は……？

このたび、深沢純子さんのデザインにより、ペラ1枚の学会入会のおさそいのチラシを作成しました。当面、各幹事が版下原稿を手許に持って、それをコピーして利用することにしましたが、入会したいという方に、どんどんお渡し下さい。チラシご入用の方は、各幹事にご連絡ください。

なお、入会申し込みは、一切学会事務センターが代行してくれます（従って、チラシがなくてもOK）。入会希望者が各自で学会事務センターに、電話かハガキで「入りたい」旨を伝えればよく、しかるのちに入会申し込み書類、学会費振り込み用紙等が当人にセンターより送られてきます。勧誘者が学会費をあずかったり手続きをする必要はありません。

会員の皆さま。会員獲得にご協力下さい。

会員の異動

幹事会だより

米幹事会は公開で行われております。みなさんのご参加を歓迎いたします。次回幹事会は3月30日（土）午後6時30分より、国学院大学の予定です。お問い合わせは、お近くの幹事まで。

○第6期第4回幹事会 1990年12月15日 15:30~16:00
場 所：国立婦人教育会館
出席者：秋山、上村、加藤、小松、内藤、田中、平川、
深沢、船橋、右衛門佐、渡辺

① 学術会議15期会員候補者推薦の件

●推薦することを決める。

候補者 加藤春恵子

推薦人 秋山洋子 推薦人予備 内藤和美

推薦人は抽選の末、決める。

- ② 「1996年度国際学際女性会議」開催に関して
 ●日本学術会議が日本女性学会主催ならば、共催をするとのこと。討議は次期幹事会にて。
- ③ 1991年度春季大会を東京女子大で6月15、16日に決定する
- ④ 今大会の感想、及び反省
 ●時間の関係で、十分に話すことができなかったが、新会員、初めての出席の方が多く、活気があり、討議もよかった。
 夜のミーティングもよかった。

○第5回幹事会 1991年1月19日 18:30~20:30

場 所：国学院大学 演習室

出席者：加藤、桑原、小林、田中、内藤、深沢、船橋、諸橋、右衛門佐、渡辺

- ① 学術会議、推薦人について
 ●秋山さんの代わりに桑原さんに依頼。
- ② 選挙管理委員の選出
 ●幹事より2名………深沢、船橋を選出。
 幹事以外の会員より3名…深沢、船橋から依頼する。
 以上の5名について '91年6月大会の総会にて承認を得る。

- ③ 日米女性会議について
 ●日本側の窓口の一つとして協力しており、'91年5月アリゾナで行われるへの会議への参加の呼びかけを、次号のニューズレターで行う。なおワークショップでの発表者についての締切は2月初めなので、ロコミで呼びかける。

- ④ アジア女性会議について
 ●3月18日に行われた会合の報告
 ●趣意書の手直しをする。
 ●賛同人をできるだけ多数集める。
 ●実施の枠組み案を作成する。
 ●資金計画 必要経費

A案—望ましいもの 1100万円
 B案—最低限 575万円
 参加料収入の予想 300万円

今後、企業からの寄付、助成金などをできるだけあつめたい。

- 「アジア」の範囲について現状の案を見直し、できるだけ広く参加を呼び掛ける。
 実行委員会へ会員、幹事から多数参加してほしい。近日中に、会員全員に趣意書が送付される予定。

- ⑤ 国際学際的女性会議について
 ●1996年に日本女性学会主催で同会議が開催されるならば、日本学術会議が共同主催となる案があるが、自力で経済的基盤が前提となっており、現段階で主催団体となるのは、時期尚早ではないか。今後アジア女性会議開催での経験をふまえ、2~3年をめどに検討する。

- ⑥ '90年秋季大会の反省
 ●全体に新規の参加者が増え、活気のある大会であった。シンポジウムも、好評であった。シンポには書記をおくか、ダブルテープなどの方法を検討する必要がある。
 ●ワークショップ「フェミニズムとリーダーシップ」についての反省
 テーマについての十分な議論がつくされる前に、ワークショップをもったことに無理があったのではないか。多くの一般参加者の期待もあり、今後大会のテーマで改めてとりあげるための準備をしたい。また提案されている「代表幹事制の廃止のための規約改正」についても検討する。
- ⑦ '91年秋季大会は次のように開催予定。
 ●11月23日(土)、24日(日)★京都・鴨川会館

○第6回幹事会 2月4日 18:30~21:00

場 所：国学院大学 演習室

出席者：秋山、加藤、田中、平川、深沢、船橋、諸橋、右衛門佐

- ① 代表幹事制の存廃をめぐる
 ●事務センターへの事務委託および常任幹事制というあらたな態勢のもとで、新しい集団づくりをめざし、代表幹事制は廃止したい、という主旨の船橋さんの問題提起を、次号の学会ニュースに載せる。その反響をみて、春期大会で提案するかどうか、もう一度幹事会で話し合う。提案することになった場合、次々号の学会ニュースでその旨を知らせる。
- ② 1991年度春期大会について
 ●シンポジウムのテーマについて検討の結果、「均等5年ジェンダーはいかに再編成されているか」に決定した。異なった立場からのアセスメントをつきあわせ、実像に迫ることをめざしたい。
- ③ 学会入会案内の作成について
 ●深沢さんが作成。当面、幹事が中心になって、コピー・配布する。

まだ間に合います！

日本女性学会誌 創刊号

原稿募集中

〆切 1991年3月末日

投稿希望者は、学会誌編集部
 福井 (☎ 03-3308-7871) まで

★ フェミニズムの視点に立った、周到な論証がなされた創造的な論文を期待します。

日本女性学会春季大会のお知らせ

日 程：6月15日（土）、16日（日）

場 所：東京女子大学 文理学部（杉並区善福寺）

大会テーマ：均等法5年

—— ジェンダーはいかに再編成されているか ——

個人研究発表とワークショップの申し込みを、4月10日まで受け付けます。どしどしお申し込み下さい。

米 雇用機会均等法が施行されるようになって、はや5年。変わった部分と変わらない部分は……？ 当の学生の声は？ 人事担当者声は？ パートや派遣の人は？ 男性の意識は？ 評価と批判、どのようにとらえたらいいのか？ 初日のシンポジウムは、均等法の功罪を中間総括するために、複眼的なアプローチを試みます（パネリストは交渉中）。知人、研究者、学生などをお誘いあわせの上、多くの方のご参集を期待します。

会員個人研究発表及びワークショップで行いたいこと、募集中です（研究発表については、年間受け付けを行なっています）。大会担当幹事の加藤さんか、もよりの幹事まで4月10日までにお知らせください。なお、次号「ニュースレター」に学会発表用のレジュメを掲載する予定ですので、心づもりをお願いいたします。

本年度の秋季大会は、11月23日（土）、24日（日）、京都・鴨川会館での予定です。あらかじめおふくみおきください。

編 集 後 記

◇ 後期大会が終わってから、このニュースレターを発行するまでに、戦争がひとつ始まり、そして終わった。フェミニズムにとって、この戦争は、女が男と並んで武器を取ったという点で、記憶されるべきものになった。そのことを肯定する日本のフェミニストはほとんどいないだろうが、アメリカの女たちが、男女平等の行きつく先として武器をとったということは、均等法の行く先などを考える際に、やはり重い問題として残っていくだろうと思う。ところで、ブッシュに代表されるような「マチズモ」は、「男ブリッ子」と訳すのだそうです。名訳だとは思いませんか？

◇ 女性学会は現在のところ、年に2回の大会だけで、日常的な研究会・分科会活動はしていない。若い新しい会員がふえてきたこのごろ、そういう活動を希望する声も聞こえてくる。現在、幹事会が呼びかけて研究会を企画する所まで手が及ばないのが実情だが、こういう研究会をしたい、こういう情報を交換したいという方は、ニュースレターを利用して呼びかけてほしいと思う。せっかくの紙面、どんどん有効に使ってください。

◇ 加藤さんが春の大会の準備で忙しいので、ニュースレター担当をバトンタッチ、とりあえずは校正と後書きだけ担当した秋山でした。

次回はもっとやらなくては……。 (A)

☆ ニュースレター45号をお届けします。遅くなりましたがすみませんでした。また、秋季大会で報告された方がたへの依頼原稿量が少なく、書きづらかったことと思

います。ご多忙の中、原稿をお寄せくださった会員の方がたに、発行がだいぶ遅くなったことともども、おわび申し上げます。それにしても、年度末というのは忙しい。

☆ アメリカ軍の兵士は全体で210万人、その11.2%が女性で、23万人ほどいるそうです。そして、今回の「湾岸戦争」では派遣された米兵50万人のうち、3~4万人が女性の兵士であるとの話を聞きました。従軍する女性がかつては看護兵が主流だった、というも腹が立ちますが、しかし「国のため」に「人殺し」をするべく、今回の「湾岸」でパイロットなどとして捕虜になるほど“活躍”する女性たちに対し、手離しで応援できないのも事実。ベトナム戦争では百人単位だったかの女性の兵士が「戦死」したということも初めて知りました。

☆ 一方、反戦・平和=女性・母親、という図式にも異和感。もとはといえば、男が「信頼」や「話し合い」を放棄し、権力の正統性を維持したくて暴力を行使し相手をねじふせるという、今までのパターン以外に発想のできないダメさ加減、そしてそれを克服できない従来の社会科学=旧男性学に、その原因があるのですが。女性学が、男たち中心の世界における暴力を構造的にとらえる新しい視座を提供できるかどうか、そして男たちがそのことによって旧男性学にかわる真の男性学や人間（女と男の）学を構築できるかどうか、そのようなことが気になって来ます。

☆ 春季大会の研究発表、ワークショップ、多数お申し込みを。次号は6月大会特集（5月末頃）です。(M)